

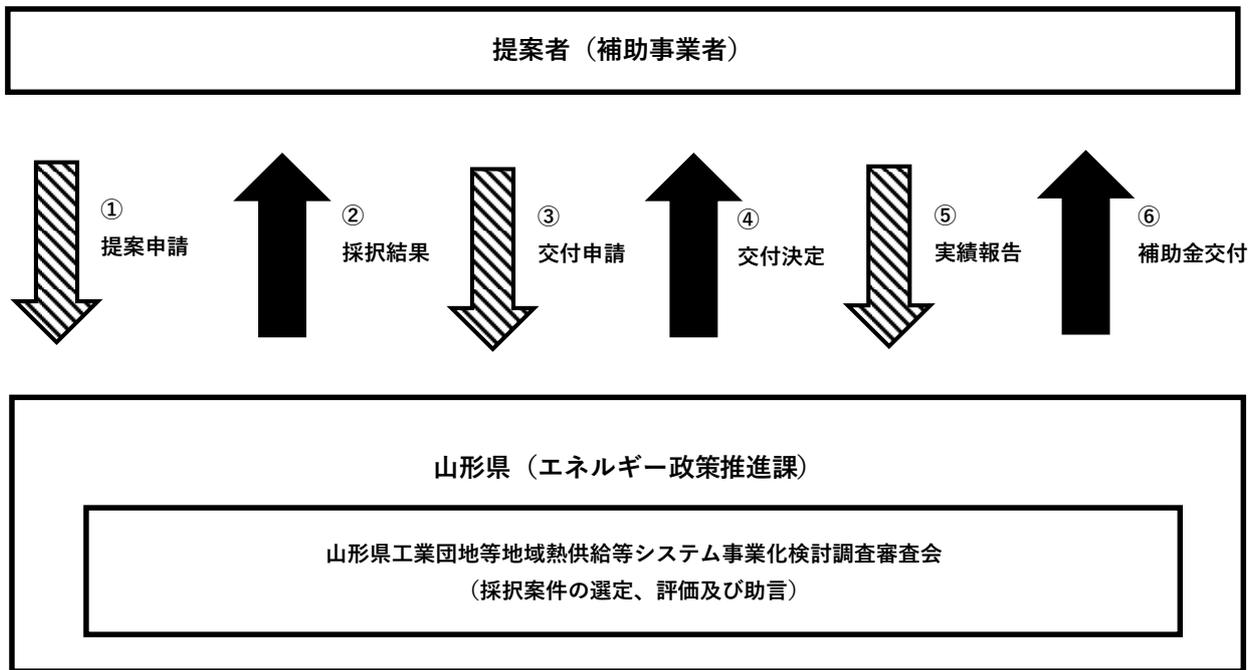
令和 5 年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査補助金  
公募要領

I 制度概要

1 目的

この要領は、山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 11 条の規定に基づき、補助金交付に関して必要な事項を定める。

2 事業スキーム



3 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から当該年度末までとします。

4 選定方法

（1）県は、補助対象事業を選定するため、外部有識者等で構成される山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

審査会の開催方式等については、県が決定します。

（2）補助事業者の選定にあたっては、対象事業、対象者及び技術評価等に関する項目などについて総合的に評価します。

※詳しくは、山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査補助金公募要項を確認してください。

## 5 交付決定の手続き

(1) 審査会で採択となった申請者に対し、交付要綱に規定する交付申請書の提出を求めます。審査会で指摘された事項等を修正の上、提出願います。当該申請書に基づき、県が補助金を交付決定します。

なお、採択決定後から補助金交付決定までの間に、県との協議を経て、事業規模、実施体制、金額などに変更が生じる可能性があります。

(2) 補助金交付に当たっての条件の協議が整い次第、補助金交付決定となり、その後、事業開始となります。

(3) 補助金交付決定前に締結された契約や支出された経費は、補助対象外です。

## 6 補助事業終了後の事業実績書の提出及び成果発表

補助事業者は、補助事業終了後、事業実績書を提出します。

また、事業成果発表をしていただく場合があります。発表の方法等については、別途指示します。

## 7 補助事業者の義務

補助事業者は、6に掲げた事業実績書の提出及び発表の他に、次に掲げる義務を負います。

(1) 補助事業の成果の事業化に努めなければならない。

(2) 補助事業に係る経理について、その支出の証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければならない。

## II 提案申請に必要な書類等

### 1 提出先及び問合せ先

山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課 地域エネルギー振興担当

〒990-8570

山形市松波 2 - 8 - 1

電話 023-630-3049

FAX 023-630-2133

電子メール [yenergy@pref.yamagta.jp](mailto:yenergy@pref.yamagta.jp)

### 2 提案申請受付期間

受付期間 令和5年6月19日（月）～6月30日（金）

ただし、想定を上回る申請件数があった場合は、その時点で受付を終了します。

※山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査補助金公募要項を確認の上、書類に漏れが無いよう提出ください。

### 3 補助事業全体の主なスケジュール

公募公表開始	令和5年6月5日（月）
参加表明期間	令和5年6月5日（月）～6月16日（金）
提案申請受付期間	令和5年6月19日（月）～6月30日（金）
審査会	令和5年7月上旬
交付決定	令和5年7月上～中旬
実績報告締切	令和6年4月15日（月）
確認検査	令和6年4月上旬～中旬
補助金支払	令和6年4月下旬

※申請に当たっての詳しいスケジュールは、山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査補助金公募要項を確認してください。

### 4 結果の通知

審査結果について、申請者あて通知します。

### 5 公表

採択者等については、企業名及び所在地等を公表します。